

< 1. 委員氏名 >

石野 富志三郎

< 2. 分野選択 >

(1) 生活支援

< 3. 今後の障害者施策の論点(課題)と考えられる事項 >

(1) 相談支援体制の構築

障害者のうち視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由などのうち2つ以上の障害を合わせ持つ重複障害者に対する支援に関する項目がないので、加えるべきではないか。

(理由) 重複障害者(精神障害・発達障害などを含む)は、個々の障害種類や質や程度、生活実態が違う上、意思疎通も様々である。障害の特性に応じたコミュニケーション手段でサービスが利用できる支援体制の構築が必要であるとする。

(3) 障害児支援の充実

1- (3) -3

「障害児の発達を支援する観点から…」における「療育方法等に関する情報提供やカウンセリング等の支援を行う」という記述部分について、情報提供やカウンセリングの内容が特定の立場に偏らないよう、医療・療育に加えて教育、福祉、当事者の社会参加も入れた連携体制を構築していくこと、その連携からの情報提供やカウンセリング等の支援を行うべきではないか。

また、成人した障害当事者からも情報を得られるための体制構築の必要性についても記載することが必要と思われる。

(理由) 聴覚障害の場合、聴覚障害児の保護者へ医療従事者や言語聴覚士等の専門家による情報提供が人工内耳に偏った視点から行われることがしばしばある。

また、障害児を持った保護者が成人した障害者からの情報や助言を受ける機会が乏しく、障害当事者ではない専門家からの情報にのみ頼らざるを得ない状況がある。

保護者が幅広い情報に基づいて子供の療育方法を考えられるようサポートする体制の構築を進めるためにも上述のような改善が必要だと考える。

(4) サービスの質の向上

1- (4) -3

福祉サービスの提供におけるコミュニケーション面の配慮の必要性についても記載すべきである。

(理由) ここでは知的・精神障害者の福祉サービスの適切な利用に向けた支援の必要性を強調しているが、全ての障害それぞれにおけるコミュニケーションの質・配慮のあり方は違っており、個別のニーズに柔軟に対応することを明記することは重要であると考えられるため。

また、聴覚障害者の場合「福祉サービス」というのは地域生活支援事業における意思疎通支援事業となるが、個別給付の事業においても、聴覚障害者の利用方法や、意思疎通支援の保障は今後の課題となると思われる。

(5) 人材の育成・確保

1- (5) -1

専門的な人材育成の際に、障害当事者による相談員の育成も加えるべきであると考ええる。

(理由) 相談支援で、障害当事者である相談支援者が同じ障害者に接することで、体験の共有者としてより適切な相談支援が実施することが期待できるため。

< 2. 分野選択 >

(2) 保健・医療

< 3. 今後の障害者施策の論点(課題)と考えられる事項 >

(3) 研究開発の推進

2- (3) -2

「…多くの障害者・患者が活用できるよう…」の部分について、「…多くの障害者・患者が十分な情報に基づく主体的な選択を通して活用できるよう…」といった十分な情報に基づく自己決定の重要性を強調する表現を盛り込むべきではないか。

(理由) 実情として、障害者・患者は特定の専門家から提供された限定的な情報しか得られないことが多く、近親者などの介入も受けやすく、結果として十分な情報に基づいて主体的に決断することが難しい状況があるため。

< 2. 分野選択 >

(3) 教育、文化芸術活動・スポーツ等

< 3. 今後の障害者施策の論点(課題)と考えられる事項 >

(1) インクルーシブ教育システムの構築

地域の学校に通学しているきこえない・きこえにくい子どもに対するコミュニケーション上の配慮・授業の情報保障の必要性について、追加し明記することが必要であると思われる。

(理由) 手話通訳・要約筆記等の支援を必要としているにもかかわらず、そうした支援を受けられないために就学上の支障が生じているきこえない・きこえにくい子どもが多く、地域の見られていることを鑑み、同節第2項目等で、彼らに対する支援の必要性を改めて記述すべきであると思われるため。

(1) インクルーシブ教育システムの構築

3- (1) -1

本人や保護者の意見が直接聞けるような聞き取りやアンケートのような調査を行い、課題について本人を含む当事者側の思いを反映できるシステムの構築が必要である。

(理由) 「本人・保護者に対する十分な情報提供の下、本人・保護者の意見を最大限尊重し」合意形成を行うとあり、保護者の意見が尊重・反映されている現状はあるが、本人である障害児・生徒に対し、十分な情報提供がされているのかどうか、本人の意見がどの程度反映されているのか、現状として把握できていない。

現在、地域の中学校や高等学校に在籍するきこえない・きこえにくい子どもに対応した通級指導教室や難聴学級の制度もなく、教育機関から子ども本人に対し聴覚障害関連の情報提供もほとんどされていない。

本人が意見を表明できる年齢になった時点で、本人の意見・希望を直接吸い上げ、本人と保護者双方が納得いく教育を受けられているのかを把握し、対応することが必要であるため。

(1) インクルーシブ教育システムの構築

3- (1) -4

医療・保健・福祉の連携を、早期に構築すべく、具体的な施策を早急に検討するよう明記すべきである。

(理由) 新生児スクリーニングにより、聴覚障害の発見が早期に行うことができるようになったが、「手話言語と人工内耳手術」に関する支援体制が構築されている

ところは極めて少ないため、各地で混乱が生じている。

早期発見時から子どもの未来を見据えた情報提供と支援体制の構築を行えるようにすることは、喫緊の課題であるため。

(1) インクルーシブ教育システムの構築

3- (1) -5

きこえない・きこえにくい子どもを持つ保護者に対する「早期教育」支援を広げることが強調すべきであると思われる。

(理由) 新生児スクリーニングによる早期教育支援を進めるためには、保護者に対し様々な情報を正しく提供すると同時に、親子の会話には手話言語が必須であるため、保護者と子どもの両者に対し手話言語へのアクセスと習得できる環境を整えることが重要となる。

現状では保護者は仕事の都合などで手話言語を習得しにくい例もあるため、政府が推奨する、育児休暇を活用し、手話言語を習得できるシステムの構築が必須であると考えます。

(2) 教育環境の整備

3- (2) -4

特別支援教育に携わる、ろう学校・地域学校の教職員は、自身の専門性の確保、指導力の向上をはかるため、手話言語の習得を必須とするべきであると考えます。そのためにも、教員養成課程において、手話言語の習得を必須として位置づけ、手話言語習得の研修制度確立を目指して検討することを含めるべきではないか。

また、人事異動等でろう学校等へ転任した教員が手話を習得するための研修制度の確立も併せて検討が必要であると考えます。

(理由) きこえない子どもの集う学校では言語である手話を教職員は身につけ、生徒と円滑なコミュニケーションができることが絶対的に必要であり、その制度を明確に位置付けることが必要であるため。

(2) 教育環境の整備

3- (2)

教育機関への手話通訳・要約筆記の派遣について、現行制度を拡充する。

(理由) 意思疎通支援事業では、その多くにおいて通学先の「教育機関」を派遣対象から除外する運用がなされており、ろう者や難聴を含む聴覚障害者の社会参加の拡大が阻まれている。

教育における合理的配慮を踏まえ、柔軟に対応させるためにも、教育機関への意思疎通支援者の派遣と派遣者の専門性の担保について、現行制度の限界を補完する新たな公的システムの構築を検討すべきである。

(3) 高等教育における支援の推進

3- (3) -1

ろう・難聴等の聴覚障害を持つ学生に対する授業の情報保障を提供する公的な枠組みを設けることを目標として明記すべきではないか。

(理由) 学生に対する支援は大学によってばらつきがあり、聴覚障害を持つ学生が十分な情報保障を受けられていない現状がある。特に私立大学では大学の財政状況の違いもあり、大学間の格差も大きくなっている。

さらに、障害者を積極的に受け入れる大学ほど財政的な負担が大きくなるため、障害学生向けのサービスを縮小してしまうことも懸念される。こうした課題を解消するためにも、公的な制度による情報保障体制の補完を検討することが必要であり、公的制度による支援システムは聴覚障害者だけでなくすべての障害者にとっても必要とされることであるため。

(4) 文化芸術活動、スポーツ等の振興

3- (4) -2

「字幕や音声案内サービスの提供等」に手話言語（手話通訳者）も加えることが必要ではないか。

(理由) 字幕、音声サービスだけでなく、手話通訳者やポータブル機器を使用した手話言語ガイド（例：タブレット、スマホでQRコードにアクセスし、手話言語の映像による作品説明を受ける）での情報保障もニーズが高まっており、これらに対する予算措置も併せて検討が必要であると考えため。

※イギリスのナショナルギャラリーやフランスのルーブル美術館、ベルサイユ宮殿のように、欧米の著名な文化施設ではモバイル形式の手話案内ガイド機器の貸し出しを行っている例がある。

(4) 文化芸術活動、スポーツ等の振興

3-(4)-4

(修正意見)

○ パラリンピック、デフリンピック、スペシャルオリンピックス等への参加の支援等、スポーツ等における障害者の国内外の交流を支援するとともに、パラリンピッ

ク等の競技性の高い障害者スポーツにおけるアスリートの育成強化及び競技団体の体制整備の支援を図る。

(理由) 障害者スポーツ競技団体は、運営面・財政面での体制整備が整っていない団体が多いため。

(新規項目追加意見)

○パラリンピック、デフリンピックなどは、今や競技性の高いものとなっており、競技団体によっては、独自で国内大会や世界選手権大会等を開催している。競技団体による大会開催に関する支援を行う仕組みを検討し、推進を図る項目を新設すべきである。

○障害を持つ子供たちの学校外活動の活性化や障害者スポーツ人口の増加を図る観点から、特別支援学校等においても積極的に文化・スポーツ活動などを奨励し、地域学校との文化・スポーツ交流を行う方法などを検討、推進を図る項目を新設すべきである。

○2020年東京オリパラのレガシーのひとつとして、障害者スポーツの社会的な認知向上や理解促進、特にパラリンピックに比べて認知度が低いスペシャルオリンピックやデフリンピックの認知向上のため、認知度に周知対象人数等の具体的な目標値を設けてマスメディアを利用した周知などを強化する項目を新設すべきである

○効果的なアスリートの強化やスポーツ環境整備を図るため、障害者スポーツに関する研究・調査の推進を図る項目を新設すべきである。

(理由) アスリートの強化やスポーツ環境整備を図るためには、障害に特化した研究や調査が不可欠であり、医療面だけではなく、スポーツ分野における合理的配慮に関する研究・調査も併せた取り組みについての項目を新設すべきである。

< 2. 分野選択 >

(4) 雇用・就業、経済的自立の支援

< 3. 今後の障害者施策の論点(課題)と考えられる事項 >

(3) 障害者雇用の促進

4- (1) -6 及び 4- (2) -1

職場における手話通訳者等の情報保障支援者の派遣をカバーする新たな公的枠組みの構築を目標として掲げることも必要ではないか。

(理由) 意思疎通支援事業では、その多くにおいて聴覚障害者の勤務先である「職場」を派遣対象から除外する運用がなされており、ろう者や難聴を含む聴覚障害者の社会参加の拡大が阻まれている。

公的派遣制度とは別の枠組みで、雇用側が依頼しやすい仕組みの新設や、現行の雇用側への助成金制度の見直し等、現行制度を補完する新たな公的システムの構築を検討すべきである。

(2) 総合的な就労支援

4- (2) -1

「雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した支援」について、「雇用後の職場定着にとどまらない、その先を見通した観点を盛り込むべきではないか。

(理由) 多くの職場で、障害者、特に聴覚障害者は定年まで昇進することなく低い職位のままでいることも珍しくない。厚生労働省が実施している障害者雇用実態調査でも管理職の聴覚障害者の割合が他の障害者に比してかなり低くなっており、また、障害者をどのようにキャリアアップさせていくかという問題に頭を痛めている事業所も少なくない。こうしたニーズへの対応を促進する意味でもキャリアアップ支援の視点を文面に盛り込むことが望ましいため。

(2) 総合的な就労支援

4- (2) -2

ハローワークにおける対応について、事業所が障害の態様に関係なく応募を受け付けるように事業所に対する指導を強化することを明記すべきである。

(理由) 障害者用求人に応募する際、対応が困難な事由があることを理由に応募を受け付けない会社が多く見られる実態があり、これらの事態の改善について基本計画において言及する必要があると感じるため。

< 2. 分野選択 >

(5) 生活環境

< 3. 今後の障害者施策の論点(課題)と考えられる事項 >

(2) 公共交通機関のバリアフリー化の推進等

5- (2) -2

公共交通機関の旅客施設及び車両内において、現状では、トラブル等の車内放送は視覚的に情報を得ることができない。こういった緊急時の車内放送についても視覚的に情報の提供について言及すべきであるとする。

(理由) いつ発生するかわからないトラブル時にこそ、正しい情報が伝達されるべきである。特に現在、船舶では船内に電光掲示板、モニターによる表示がなされていない。スマートフォン等で船舶内の情報が届くシステムを開発するなど、早急な環境整備が必要であるとする。

(3) 公共的施設等のバリアフリー化の推進

5- (3) -2

「高度なバリアフリー化」の具体例を記載する。

- ・例) ①遠隔手話通訳サービスの活用→ただし聴覚障害当事者や住民の合意を得ることが前提。
- ②窓口担当の手話による対応

< 2. 分野選択 >

(6) 情報アクセシビリティ

< 3. 今後の障害者施策の論点(課題)と考えられる事項 >

(2) 情報提供の充実等

6-(2)-1 及び 6-(2)-2

取り組み等実施・強化及び整備の促進に当たっては当事者のニーズや意見交換など合意を図りながらの実施・整備とすることを銘記すべきである。また、映像ライブラリーについては、字幕と手話は両論併記とすべきであるとする。

(理由) 字幕、手話を対等に明記する必要があるため。

(2) 情報提供の充実等

6- (2) -2

「聴覚障害者情報提供施設」関連事項に、全都道府県だけでなくすべての政令指定都

市に聴覚障害者情報提供施設の設置義務化にむけて検討する旨を加えるべきである。

(理由) 聴覚障害者情報提供施設は平成 28 年 10 月末現在、全国で 52 (指定都市を含む) の設置となっているが、指定都市に限ってはなかなか進まないのが現状である。また平成 25 年度から平成 29 年度までの「第 3 次障害者基本計画」においても、計画終了年度までに全都道府県に設置することを成果目標として挙げているが、政令指定都市は対象外となっている。

聴覚障害者情報提供施設の機能は I C T 技術の発展に伴い、時代のニーズに即した内容も含めたものへと拡大させるとともに防災及び災害支援の拠点として整備されるべきであるため、中核市への設置もふくめて整備を急ぐべきであると考えため。

(2) 情報提供の充実等

6- (2) -2

「聴覚障害者情報提供施設」について、設置の基準・職員配置の基準明確化などを法制面で見直しを行うことを論点として記載すべきであると考え。

(理由) 相談機能の強化や災害時の対応等を考えても、現行の設置基準を見直し、様々な事業や「情報提供施設のあるべき姿」に柔軟に対応できる体制を新しく検討することが必要であると考えため。

(3) 意思疎通支援の充実

6- (3) -1

意思疎通支援事業では、派遣条件に地域格差があり、職場や高等教育機関を派遣対象に含める等、現行制度の拡充について明記し、加えて現行制度では困難となっている職場や高等教育機関における手話通訳者等の情報保障支援者の派遣をカバーする新たな公的枠組みの構築を目標として掲げることも必要ではないか。

(理由) 意思疎通支援事業では、平成 25 年 3 月 27 日に障害保険福祉部企画課自立支援振興室長通知の「地域生活支援事業における意思疎通支援を行う者の派遣等について」、別紙 2 「都道府県意思疎通支援事業実施要綱」「及び別添「区市町村意思疎通支援事業実施要綱の解釈等について」を示されたところですが、依然として地域格差は解消されていません。特に、その多くにおいて聴覚障害者の勤務先である「職場」や通学先の「高等教育機関」を派遣対象から除外する運用がなされており、ろう者や難聴を含む聴覚障害者の社会参加の拡大が阻まれています。市町村の限定的な運用を柔軟に対応させるためにも、職場や高等教育機関を派遣対象として明示的に列挙することが必要であると思われる。加えて、現行制度の限界を補完する新たな公的システムの構築を検討すべきである。

(3) 意思疎通支援の充実

6- (3) -1

意思疎通支援に関する人的支援者の派遣、設置等について、設置率が向上しない現状を踏まえ、人的支援者の専門性にも十分に対応した養成研修等の実施を強化させる旨の事項を加えるべきである。

(理由) 意思疎通支援事業は聴覚障害者の情報アクセス・コミュニケーション保障を担う重要な事業にもかかわらず、手話通訳設置事業が37.7%となっている。(平成26年3月31日現在)

地域の社会資源と連携した制度運用と育成も含め検討する必要があるため。

(3) 意思疎通支援の充実

6- (3) -1

意思疎通支援の充実には、意思疎通支援に関する従事者の雇用条件の改善も併せて行う必要である。国家資格化を含めた制度化を図り、高等教育機関等も含めた養成システムを構築することも必要であるとする。

(理由) 事業の担い手を増やすためには、雇用条件の改善が必要である。また、特に手話通訳者は言語通訳と同様に分野ごとに高い専門性を有する必要があるため、国家資格化を含めた制度の見直しが必要であるため。

6-(3)-2

意思疎通支援に関わる支援機器を行政等で導入を検討する際には、必ず障害当事者と協議の上、合意を得ることが必要である。

(理由) 意思疎通支援に関わる支援機器(例:遠隔手話通訳サービス等)は手話通訳者設置、派遣事業を補完するが、同事業に代わるものではない。導入にあたっては地域の実情等に応じ、当事者と十分協議をする必要があるため。

(4) 行政情報のバリアフリー化

6-(4)-3

政見放送の情報アクセシビリティについて、障害者の参政権の保障のため、障害者への情報保障は義務と明記すべきである。

< 2. 分野選択 >

(7) 安全・安心

< 3. 今後の障害者施策の論点(課題)と考えられる事項 >

(1) 防災対策の推進

7- (1) -3

災害発生時等に対する障害者への適切な情報伝達について、音声情報だけでなく、視覚的情報にかかわる環境整備に力を入れるべきである。

(理由) 音声情報の他に視覚的情報(新設だけでなく既設の情報伝達機器が音声だけでなく文字情報なども表示できるディスプレイ装置への交換、また火災⇒赤ランプ、津波⇒青ランプ、地震⇒緑ランプといった色区分が判明し、すぐ緊急事態に備えられる仕組みなど)が必要不可欠である。障害者だけでなく、高齢者、外国人など幅広い対象者に対し、わかりやすい仕組みが必要と考える。

(1) 防災対策の推進

7- (1) -7 及び 7-(3)-1

全国統一の通報システムの構築・普及を早急に全国で実施することを明記する。

(理由) ファックス、Eメール等による緊急通報は、全国の自治体に100%の普及率ではなく、また、規格が統一でないため、所管地域外からの通報が出来ないという課題があるため。

(3) 防犯対策の推進

7- (3) -2

手話を行うことのできる警察官の交番への配置を推進するとともに、事件・事故発生時に関係当事者が手話通訳者等の派遣を求めた際には、その要望に応じることを明記すること。

(理由) 警察官等との意思疎通の際に、どのようなコミュニケーション手段を選ぶかの選択権と判断主体はろう者にあることを明示する必要があるため。

< 2. 分野選択 >

(9) 行政サービス等における配慮

< 3. 今後の障害者施策の論点(課題)と考えられる事項 >

(2) 選挙等における配慮等

9-(2)-1

政見放送の情報アクセシビリティについて、障害者の参政権の保障のため、障害者への情報保障は義務と明記すべきである。

< 2. 分野選択 >

(10) 国際協力

< 3. 今後の障害者施策の論点(課題)と考えられる事項 >

(1) 国際的な取組への参加

10-(1)-3

海外へロールモデルを示すためにも、日本が加盟している国際機関においては障害当事者への配慮を日本が先導し、推進していくことを明記すべきであるとする。

(理由) 障害当事者の立場で ESACP の会議に参加しても、ESCAP は障害者の会議出席における情報保障に対する理解を示しておらず、毎回情報保障体制について交渉が必要な状況が続いている。また、2016 年からは財政的な理由で、手話通訳者等の手配・費用のすべて会議参加者が自分で用意しなければならない状況となっている。障害者への施策を論じる会議におけるモデルを日本から積極的に示し・推進すべきではないか。

(1) 国際的な取組への参加

10-(1)-3

障害分野における国際協力および国際交流に関しては国内外の NGO 等に支援を行うとあるが、これを発展させて障害分野と一括りせず各障害分野の NGO と明記すべきであるとする。

(理由) 障害の質や程度はそれぞれ異なり、求められる専門知識や経験等は実に異なる。その差異に柔軟に対応するためにも「支援の提供と受入れの両面においてはそれぞれの障害の当事者の参画を求めるようにする」というように、第3次障害者基本計画をさらに一步踏み込ませた施策が必要ではないか。

< 2. 分野選択 >

(B) 分野横断的事項

< 3. 今後の障害者施策の論点(課題)と考えられる事項 >

どの分野においても、まずその情報に「自由に・確実に」アクセスできる環境を整えることを明記する必要があるのではないか。

障害者にとって、情報の取得の「しやすさ」、取得した情報の「わかりやすさ」はそれぞれの権利を行使するためにも「情報アクセシビリティ」に配慮することは分野に関わらず必要な「環境整備」として考えるべきである。

< 2. 分野選択 >

(C) その他事項

< 3. 今後の障害者施策の論点(課題)と考えられる事項 >

「障害者基本計画」の数値目標について、情報アクセシビリティの観点からも「情報支援」「意思疎通支援」に関する事業についても、数値目標として設定する必要があると考える。